

事務所等労災（末尾 6）について Q&A

<労働保険事務組合担当者様向け>

（「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットも併せてご覧ください）

1 成立の可否について

**Q1. 事務員が居ない場合あるいは事務所や倉庫等が無い場合も成立させる必要はありますか？**

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務（※1）を行う可能性がある場合は、成立する必要がある場合があります。

**Q2. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行うかどうかははっきりしない場合も成立する必要があるありますか？**

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を絶対にしないという場合を除いて、成立する必要がある場合があります。万が一、未成立の状態でも倉庫作業等特定の工事現場に付随しない業務中に事故があった場合は、未手続事故となります。

**Q3. 年に一度するかどうかという作業でも、成立する必要はありますか？**

A. その業務（作業）の頻度に関わらず、成立する必要がある場合があります。

**Q4. 所属労働者はいるが、特定の工事現場に付随しない業務は一切しておらず、今後も行わない場合についても、成立する必要はありますか？**

A. 一切行う事がない場合は、成立する必要はありません。

**Q5. 所属労働者が居ない場合、成立できますか？**

A. 所属労働者が居なければ、成立できません。

**Q6. 電器の小売を主とする事業で、工事を行う場合の為に、末尾 0 と末尾 5 を成立していますが、倉庫作業用に末尾 6 の成立は必要ですか？**

A. 電機の小売と工事が組織的に独立した事業でない場合、末尾 0 に含まれるため、倉庫作業での末尾 6 の成立は不要です。

**Q7. 事務所と倉庫が違う番地にある場合は、複数番号成立させる必要はありますか？**

A. 組織的に独立した事業でない限り、末尾 6 は 1 つ成立していれば事務所と倉庫の両方を補っていることとなります。

（※1 「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットを参照してください）

R8.1 兵庫労働局労働保険徴収課事務組合係

## 2 成立届の作成について

**Q8. 事業場の所在地とは違う番地に倉庫を構えている場合、成立届に記載する所在地は倉庫の場所になりますか？事業主の所在地になりますか？**

A. 組織的に独立した事業でない限り、事業場の所在地になります。

**Q9. 成立年月日はいつにすれば良いですか？**

A. 原則、過去に対象となる業務を行っていた事が明確に確認できた場合は、その業務を行った日になります。もしも過年度であった場合は、前年度以前については事務組合委託の労働保険番号ではなく個別番号での成立になり、当年度当初から事務組合委託の労働保険番号になります。

現時点で所属労働者がいない場合は、成立できない為、所属労働者を雇用した時点が成立日となります。(成立日以降に成立届を提出することとなります)

上記にあてはまらない場合の取り扱い、事務組合係にご相談ください。

## 3 中小事業主の特別加入について

**Q10. 年に数回しか業務を行わない場合にも、中小事業主の特別加入が加入できますか？**

A. 中小事業主の特別加入は、所属する労働者が、特定の工事現場に付随しない業務を年間100日以上行う場合に加入できる為、100日未満しか行わない場合には特別加入は加入できません。

特別加入の一般的な要件に変更点はありません。

## 4 保険料の算定について

**Q11. 特定の工事現場に付随しない業務を行う可能性が低い場合、概算保険料を0円にする事は可能ですか？**

A. 特定の工事現場に付随する業務を行う可能性が低い場合も、概算保険料を0円にする事はできません。見込から算定した概算保険料をお支払いいただきますが、確定保険料が概算保険料より少なかった場合、余った保険料は翌年に繰り越す事ができます。

**Q12. 保険料の算定となる賃金はどのように算出すればよいですか？**

A. 原則、日報や出勤簿等を根拠として、当該業務に従事した日数や時間数に基づき行います。

上記根拠資料が無い場合は、実態等から日数時間数を推算し、これに応じた賃金を算出して差し支えありません。